

親子安全会見舞金制度の手引き

もしも**けが**をしてしまったときは……

親子安全会から**見舞金**が給付されます。

～治療回数が**2回以上**のけがと、死亡の場合

申請により**見舞金**が支払われます～

区分	対象	事由		見舞金額
死亡見舞金	児童生徒	日本スポーツ振興センター適用外 ※別項（☆見舞金申請のきまり①）参照		10万円
	保護者・教職員	疾病・傷害を問わずいかなる場合も対象		10万円
傷害見舞金 【整（接）骨院での治療は5割給付、上限5万円】	児童生徒	日本スポーツ振興センター適用外	入院	1,500円／1日
			通院	1,000円／1回
	保護者	1 PTA活動中 2 児童生徒対象の社会的行事参加中 (社会的行事：公的機関の主催共済行事)	入院	3,000円／1日
			通院	1,500円／1回
	教職員	1 PTA活動中 2 児童生徒対象の社会的行事参加中 3 勤務中	入院	3,000円／1日
			通院	1,500円／1回
後遺障害見舞金	児童生徒	後遺障害見舞金支払区分により査定された金額 (但し、入・通院傷害見舞金と合算して10万円以内)		
	保護者・教職員			

☆見舞金申請の仕方（ご家庭でしていただくこと）

① けがをして、保険診療のきく医療機関で**2回以上治療**した場合は申請ができます。

まず、学校から『PTA親子安全会見舞金請求申請書』と『証明書』の用紙をいただいでください。

② 次に、『PTA親子安全会見舞金請求申請書』の太線内を記入してください。

申請書提出時の学年・組を記入してください。（中学卒業後の申請は申請書提出時の年齢を記入。学年・組は不要）
なお、原因・発生状況は、詳しく記入してください。

③ 『証明書』は、受診した医療機関等に記入を依頼してください。

証明書料は、会員負担です。事前におおよその見舞金額を確認しましょう。見舞金額が、支払金額より少ない場合もあります。証明書を依頼する前に今一度、お確かめ下さい。

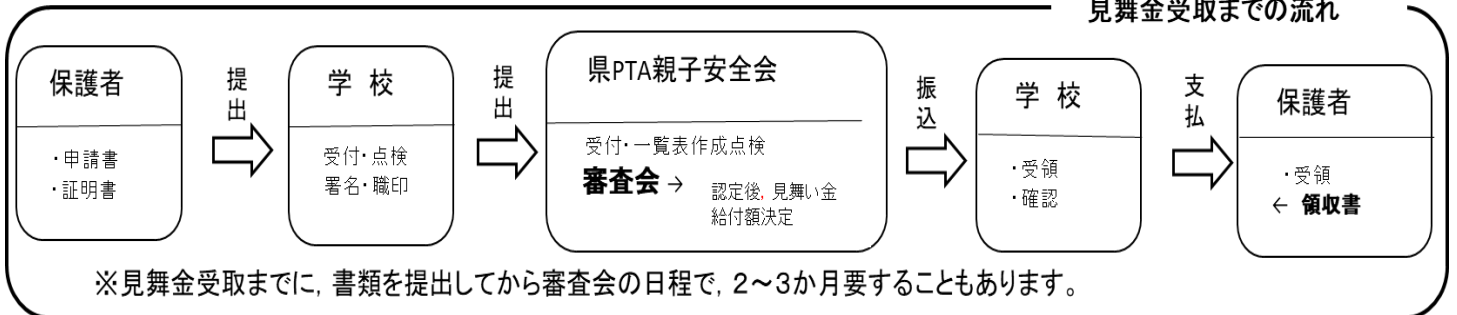
④ ②と③を学校に提出してください。学校から山梨県PTA親子安全会事務局に提出されます。

山梨県 PTA 親子安全会

☆見舞金申請のきまり（詳しくは各学校・山梨県 P T A 親子安全会事務局にお問い合わせください）

- ① 児童生徒は、学校生活中(学校管理下)以外の全てのけがと死亡が、見舞金制度の対象です。
児童生徒の学校生活中のけがの申請は、『日本スポーツ振興センター』です。
- ② 保護者・教職員は P T A 活動中及び児童生徒を対象とした社会的行事参加中等のけがと、死亡（死亡理由を問わず）が対象です。
- ③ 2回以上治療しないと申請できません。一傷害事故について申請は1回です。
- ④ 見舞金の対象期間は、けがをした日から180日間です。
- ⑤ 見舞金の申請は、治療が終わって3か月以内を目安にしてください。
けがをした日から2年過ぎての申請はできませんので注意してください。
- ⑥ 証明書料は、会員負担です。見舞い金額が病院等に支払った金額と証明書料の合計金額より少ない場合があります。証明書を病院等に依頼する前に、今一度、お確かめください。
- ⑦ 次の場合、見舞金は支払われません。
(ア)『日本スポーツ振興センター』対象のけが (イ)本人の無免許・飲酒運転及び不正申請等
(ウ)地震・噴火・台風等天変地異のけが等 (エ)戦争・争議・紛争等によるけが等 (オ)交通事故によるけが（自転車も含む）

見舞金受取までの流れ



☆山梨県 PTA 親子安全会の概要

- ・山梨県 PTA 親子安全会は、昭和 50 年（1975 年）4 月 1 日に発足しました。
- ・昭和 61 年度（1986 年）定期総会で親子・教職員とも全員加入が、決議されました。
- ・平成 20 年度（2008 年）から、保険業法の適用で見舞金支払規定が変わり、上限 10 万円です。
- ・ PTA 全会員の連帯意識で
 - ① 生命安全への意識の高揚
 - ② 事故傷害への見舞金制度
 - ③ 社会的活動実践に向けての下支えを推進します。

【会費】

児童生徒・・・年額 400 円

保護者（一世帯）、教職員（一人）・・・年額 300 円

山梨県 PTA 親子安全会事務局（ご不明な点やご質問等ありましたらお問い合わせください。）

〒400-0031 甲府市丸の内3-33-7 ☎055-228-1342

ご不明な点やご質問等ありましたら、山梨県PTA 扶助会事務局へお問い合わせください。

〒400-0031 甲府市丸の内3-33-7

☎055-228-1342

万一、保護者（会員）が **死亡** したとき……

扶助会から **厚生援助金（一時金）**

PTA 活動中や社会的行事参加中の事故死亡には、**弔慰見舞金** が支払われます。

区分	対象	事由	見舞金額
厚生援助金	保護者	児童生徒の保護者（親権者）である会員死亡 (病気・事故等死亡の理由は問わない)	10万円
弔慰見舞金 (事故死亡の場合のみ)	児童生徒	PTA 活動中による事故死亡 (日本スポーツ振興センターの適用外)	100万円
	保護者 教職員	PTA 活動中による事故死亡	300万円
		児童生徒対象の社会的行事参加中による事故死亡 (社会的行事：公的機関の主催共催行事)	200万円
	教職員	勤務中による事故死亡	100万円

★申請から受取までの流れ

- ① 学校から扶助会の『厚生援助金・弔慰見舞金請求申請書』をいただいでください。
 - ② その『厚生援助金・弔慰見舞金請求申請書』の上部太線枠内を記入してください。
 - ③ ②を学校に提出してください。学校から山梨県PTA 扶助会事務局に提出されます。
 - ④ 弔慰見舞金申請の場合は、行事等の要項を添付してください。
 - ⑤ 扶助会認定委員会（年間9回開催）で認定後給付されます。
 - ⑥ 厚生援助金は、学校の口座に振込まれます。
 - ⑦ 弔慰見舞金は、受取人の指定された口座に振込まれます。
- ※厚生援助金と弔慰見舞金の重複支給はありません。

※ 次の場合は支払われないことがあります。

- (ア) 山梨県PTA親子安全会の会員としての会費を納めていない者
- (イ) 給付金発生の事由が発生してから正当な理由なく2年以上給付金の申請がなかった時
- (ウ) 給付受取事由が受取人の犯罪行為に起因する時
- (エ) 地震・噴火・台風・その他これに類似の天災に起因した事故による死亡（ただし、PTA会員として、救出作業に従事中の災害事故は除く）
- (オ) 戦争・争議・紛争等動乱に起因した傷害事故による死亡
- (カ) 1事故1団体への給付金が5,000万円を超えた場合、その超えた部分
- (キ) 原資金がなくなった時

★山梨県PTA扶助会の概要

- ・ 山梨県PTA扶助会は、山梨県PTA親子安全会旧制度の積立金を原資として、平成20年(2008年)4月1日に設立されました。
- ・ 会員は、山梨県PTA親子安全会の全会員が対象です。(扶助会としての会費は無料です。)
- ・ 目的は、(1) 保護者が死亡した場合に、残された児童生徒のための厚生援助
(2) PTA活動中、社会的行事参加中等の事故により死亡した場合の弔慰見舞
 - ※(1)厚生援助金、(2)弔慰見舞金とも対象者一人当たりの金額です。
 - ※弔慰見舞金はいずれも病気死亡は除きます。
- ・ 扶助会と親子安全会は別組織です。親子安全会の死亡見舞金とは別に支払われます。